

平成28年4月28日

ガス事業法第20条ただし書後段の規定による 供給約款等以外の供給条件の認可について

中国経済産業局長から、岡山ガス株式会社（法人番号 5260001001009）、広島ガス株式会社（法人番号 2240001009205）及び山口合同ガス株式会社（法人番号 6250001006503）によるガス事業法第20条ただし書後段の規定による供給約款等以外の供給条件の認可申請に関する、ガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、認可をすべきと考えられるため、別紙の通り中国経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20160428 中国第 4 号
平成 2 8 年 4 月 2 8 日

中国経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第 2 0 条ただし書後段の規定による供給約款等以外の
供給条件の認可について（回答）

平成 2 8 年 4 月 2 8 日付け 20160428 中国第 2 号により貴職から当委員会に
意見を求められたガス事業法第 2 0 条ただし書後段の規定による供給約款等以
外の供給条件の認可の申請については、認可することに異存はありません。

なお、本件の認可に当たっては、申請者からの申請書にある被災者からの申
出があった場合に当該特別措置を適用するのみに留まらず、申請者から需要家
に対し、当該特別措置の内容を周知するなどの今般の申請の趣旨を踏まえた配
慮を行う旨伝えていただくようお願いします。